

広島県訓令第一号

商 工 労 働 局

各 職 業 能 力 開 発 校

広 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程（昭和四十五年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加える。

附則第五項中「平成二十年六月三十日」を「平成三十年六月三十日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。